2010　年度

地球温暖化対策計画書

1　指定地球温暖化対策事業者の概要

(1)　指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあっては名称）
指定地球温暖化対策事業者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

(2)　指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称			ドコモ0872ビル							
事業所の所在地			東京都新宿区							
業種等	事業の業種	分類番号	G37	G_情報通信業			通信業			
		産業分類名	通信業							
	事業所の種類	主たる用途	情報通信							
		建物の延べ面積（熱供給事業所にあっては熱供給先面積）		前年度末	13,576	㎡	基準年度	13,576	㎡	
		用途別内訳	事務所	前年度末	5,359	㎡	基準年度	5,359	㎡	
			情報通信	前年度末	8,218	㎡	基準年度	8,218	㎡	
			放送局	前年度末		㎡	基準年度		㎡	
			商業	前年度末		㎡	基準年度		㎡	
			宿泊	前年度末		㎡	基準年度		㎡	
			教育	前年度末		㎡	基準年度		㎡	
			医療	前年度末		㎡	基準年度		㎡	
			文化	前年度末		㎡	基準年度		㎡	
			物流	前年度末		㎡	基準年度		㎡	
			駐車場	前年度末		㎡	基準年度		㎡	
			工場その他上記以外	前年度末		㎡	基準年度		㎡	
事業の概要			情報通信設備及び事務所として、当該ビルを所有・管理している ・昭和６３年３月３０日新築 ・地上３階、地下３階、２１人が就業							
敷地面積			4,315 ㎡							

平成２２年度８月改正版
2010 /06/25

地球温暖化対策計画書

1　指定地球温暖化対策事業者の概要

（1-2）　指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあっては名称）

(3)　担当部署

計画の担当部署	名　　称		株式会社　エヌ・ティ・ティ・ドコモ　社会環境推進部
	連絡先	電　話　番　号	03-5156-1111(代表)
		ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	
		電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	
公表の担当部署	名　　称		株式会社　エヌ・ティ・ティ・ドコモ　社会環境推進部
	連絡先	電　話　番　号	03-5156-1111(代表)
		ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	
		電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	

(4)　地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	☑ ホームページで公表	アドレス：	http://www.nttdocomo.co.jp/
	☐ 窓口で閲覧	閲覧場所：	
		所在地：	
		閲覧可能時間	
	☐ 冊子	冊子名：	
		入手方法：	
	☐ その他		

(5)　指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の使用開始年月日	◉ 平成18年3月31日以前	
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度		○ 平成18年4月1日以降	年　月　日

2　地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

ドコモ地球環境憲章を制定（ドコモグループ2007年6月1日制定）し、地球環境の保全に貢献するための取り組みを進めています。
【基本理念】
私たちドコモグループは、地球環境問題を重要な経営課題と捉え、自らの事業活動における環境負荷を低減します。また、ケータイを基軸としたサービスの開発や提供を通して、生活やビジネスの様々な場でイノベーションを起こし、お客さまとともに社会全体の環境保全に貢献します。
【基本方針】
1.環境に配慮した事業の実践　2.環境マネジメントの強化　3.環境コミュニケーションの推進

3　地球温暖化の対策の推進体制

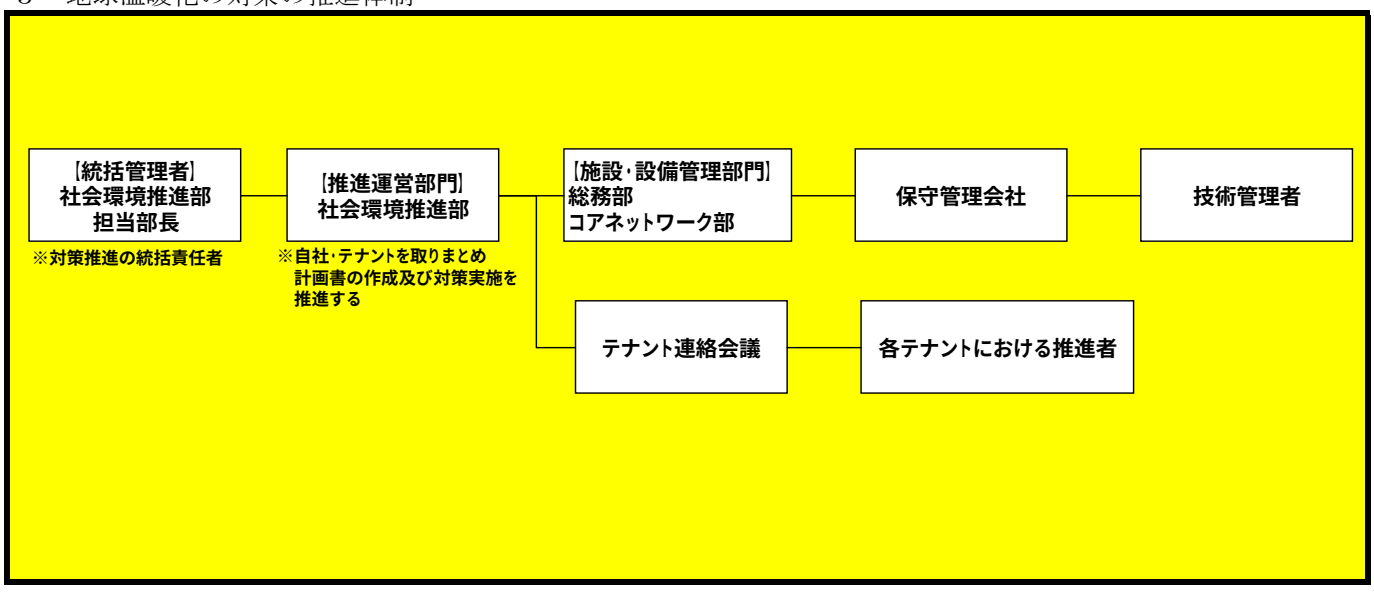

4　温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1)　現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010　年度から　2014　年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	省エネ診断や施設利用者の啓蒙活動を実施し、エネルギーの使用の最適化・効率化を追及する。さらにエネルギーデータを収集・分析しエネルギー使用状況を常に監視をすることにより、無駄の排除に努める。 第一計画期間では総量削減義務（８％見込み）以上の削減を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当事業所から排出される特定温室効果ガス以外のガス（その他ガス）は、水道の使用及び下水道への排水に伴う二酸化炭素の排出が対象となる。 今後は更なる節水を推進していく。		
削減義務の概要	基準排出量	4,103　t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	Ⅰ－1
	排出上限量 (削減義務期間合計)	18,875　t（二酸化炭素換算）	削減義務率	8.0%

(2)　次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015　年度から　2019　年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	自然エネルギーや高効率空調機器への採用。省エネルギー型サーバーへの更新などにより、基準排出量の17%以上の削減を目標とする。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	現在の削減計画期間と同様に引き続き節水を推進していく。

5　温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1)　温室効果ガス排出量の推移

単位：ｔ（二酸化炭素換算）

		2009　年度	年度	年度	年度	年度
特定温室効果ガス (エネルギー起源CO_2)		5,456				
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO_2）					
	メタン（CH_4）					
	一酸化二窒素（N_2O）					
	ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ（HFC）					
	ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF_6）					
	上水・下水	1				
合計		5,457				

(2)　建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2009　年度	年度	年度	年度	年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	401.9				

6　総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1)　基準排出量の算定方法

◉	過去の実績排出量の平均値	基準年度：（　2005年度,2006年度,2007年度　）
○	排出標準原単位を用いる方法	
○	その他	算定方法：（　）

(2)　基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3)　削減義務率の区分

削減義務率の区分	Ⅰ－1

(4)　削減義務期間

2010	年度から	2014	年度まで

(5)　優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6)　年度ごとの状況　　単位：t（二酸化炭素換算）

		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量(A)	4,103	4,103	4,103	4,103	4,103	20,515
	削減義務率(B)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
	排出上限量(C＝ΣA-D)						18,875
	削減義務量(D＝Σ(A×B))						1,640
実績	特定温室効果ガス排出量(E)						
	排出削減量(F＝A－E)						

(7)　特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

■基準排出量と2009年度の特定温室効果ガス排出量の比較分析■

通信設備の大規模な増設を2007年度に行ったため、電力使用量が大幅に増加した。

7　温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策Ｎｏ	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分番号	区分名称			
1	130300	13_換気設備の運転管理	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ機械室・電気室の室内設定温度の適正化	2012年度	
2	130100	13_空気調和の管理	冬季におけるペリメータ設定温度の適正化	2012年度	
3	490100	49_排出量取引	排出量取引	2014年度	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

８　事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

ドコモの環境への取り組み

【取り組みトピックス】
●「ドコモ地球環境憲章」の3つの柱に基づいて環境保全活動を推進
「環境に配慮した事業の実践」「環境マネジメントの強化」「環境コミュニケーションの推進」の3つの柱からなる
「ドコモ地球環境憲章」を2007年6月1日に制定。地球環境の保全に貢献するための取組みを進めている。

●通信インフラ施設における省エネルギー化を推進
事業活動におけるCO2排出量のなかでも、通信設備における電力使用量は大きなウェイトを占めている。
この通信設備の電力使用量の削減に向けて、最先端の省エネ技術の実用性を検証する「立川ICTエコロジーセンター」を設置。
2009年度は、直流給電システム、空調新技術および省電力サーバを検証し、従前設備と比べCO2排出量最大66%の削減効果を実証。
今後は、この検証で得た成果を通信設備に活かしCO2排出量の削減を図るとともに、インテリジェント空調などの省エネ先端技術の実用化検証を行い、
さらなるCO2削減をめざす。

●省電力装置や高効率電源装置を導入し、CO2排出量を改善
ドコモは、温室効果ガス排出量の削減に向けた施策を実施しているが、「FOMA」契約者数の増加に対応して、お客様へのサービス品質の向上を図るため、
通信設備の拡充も進めている。そのため、電力使用量は年々増加傾向にあり、従来からの温暖化対策だけを継続した場合、
2010年度のCO2排出量は137万t-CO21になると予測。そこで、環境負荷低減にいっそう努めるために、
同年度のCO2排出量を予測値より15%少ない117万t-CO21以下とする目標を掲げ、省電力装置や高効率電源装置の導入などを積極的に進めている。

●新サービスの基地局用に環境対応型の無線装置を開発
2010年12月から開始するLTEサービスの光張出し基地局向けに、環境負荷を低減する無線装置（RRE：Remote Radio Equipment）を開発。
2009年6月に開発したRREは、既存の装置と比べて消費電力を26%低減したほか、小型化・軽量化を実現したことで、
例えば基地局への運送時における環境負荷も低減。また、既存のW-CDMAの基地局装置との共用が可能なため、
光張出しW-CDMA基地局を新しく設置するさいにRREを導入しておけば、LTE基地局装置を追加導入するだけでLTEサービスの提供が可能になり、
LTEサービスエリアを効率的に拡大可能。現在、新しく設置するW-CDMAの基地局への導入を進めており、
LTEサービスの開始までにサービスを当初提供するすべての基地局の約半数に導入する予定。

●NTTグループ各社とともに、ソーラーシステムの導入をさらに推進
NTTグループは、地球温暖化防止に向けた取組みを強化するため、2008年5月、自然エネルギーの利用を促進する施策「グリーンNTT」を発表。
これまでNTTグループは、全国112ヶ所に、1.8MW規模の自然エネルギー発電設備を導入しているが、
「グリーンNTT」では、新たに太陽光発電システムを構築することにより、2012年度までに合計5MW規模まで拡大するという目標を策定。
また、その目標の達成に向け、2008年8月に「グリーンNTT」の推進主体として、
NTTグループ主要9社の出資・参画による「NTT-グリーン有限責任事業組合（NTT-グリーンLLP）」を設立した。
「NTT-グリーンLLP」では、構築した太陽光発電設備の総発電設備容量を各社の出資比率に応じて配分する仕組みとしている。
ドコモは、そうした目標に沿って積極的に太陽光発電システムの導入を推進しており、2012年度までに既存導入分を含め、
1,376kW規模まで拡大することとしている。

●ICT（情報通信技術）の活用による環境負荷低減への貢献
先進のICTを活用して提供しているドコモの商品やサービスは、人やモノの移動を減らし、資源・エネルギー利用の効率化や温室効果ガスの削減に貢献している。
今後もICTの高度化を図り、CO2削減につながる商品やサービスを開発することで、地球温暖化の防止に貢献していく。

【その他の取り組み】
●環境マネジメントシステムをドコモグループで統合しISO14001統合認証を取得。ドコモグループ全体で環境保全活動を効率的に推進
●豊富な研修プログラムを用意し、役職と業務に応じた環境教育を実施
●環境負荷の低減に向けて独自のガイドラインを策定・運用
●社用車の低公害車への切替えを積極的に推進
●クールビズやウォームビズの実施・ライトダウンキャンペーンの参加
●廃棄物発生量の削減とリユース・リサイクルを積極的に推進
●オフィスや店舗で紙使用量の削減と廃棄物のリサイクルを推進
●自然エネルギーを有効活用するソーラー充電器を開発
●森林整備によって生じる間伐材を使った携帯電話「TOUCH WOOD」を開発
●貴重な資源の有効活用のために携帯電話のリサイクルを推進
●請求書や明細書の電子化（eビリング・WEB明細）をし、用紙の使用量を削減
●取扱説明書のスリム化を継続的に推進
●循環再生紙の使用とカタログなどの廃棄数削減を推進
●社員やその家族が育てる「ドコモの森」づくりの推進
●お客様の協力のもとに、フィリピンで植林活動を推進

詳細については、ドコモHPのCSR報告書にてご紹介しております。
http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/report/index.html

9　自動車に係る地球温暖化の対策

(1)　自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	―

(2)　他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア　基本方針

基本方針	低公害車・低燃費車の利用割合の向上及び環境負荷の大きな自動車利用抑制を推進し、自動車における地球温暖化対策を図る。

イ　他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

☑自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 ☐施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。		取組状況				
		実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上					
	低公害・低燃費車を使用して搬入することについて、契約書等への記載を検討する。 入構許可証交付時等に、低公害・低燃費車の利用状況を確認することについて検討する。			○		
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制					
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制を推進することについて、契約書等への記載を検討する。 入構許可証交付時等に、環境負荷の大きな自動車利用状況を確認することについて検討する。			○		
物流効率化の推進による交通量の抑制	積載率向上のため、包装資材の見直しについて、売主等と検討する。			○		
エコドライブの推進	エコドライブの推進を啓発するよう、掲示物の作成を検討する。			○		
体制の整備	運送事業者の取り組み状況を確認できる体制整備について検討する。			○		
貨物輸送以外の自動車交通量対策	―					○
事業所に搬入される貨物等１トンキロ当たりの二酸化炭素（CO_2）排出量　　ｋｇ／ｔ・ｋｍ						